

「山口市空家等対策計画《中間見直し》(案)」に対する  
パブリック・コメント(意見募集)実施要領

本市では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び平成28年に全部改正された「山口市空家等対策の促進に関する条例」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年に山口市空家等対策計画を策定し、空家等対策に取り組んできました。

「山口市空家対策計画」の策定から5年が経過し、空家対策に関連する社会情勢の変化等を現計画に反映し、総合的な空家等対策を一層推進するため、「山口市空家等対策計画」の改定を進めています。

この計画の改定にあたって、市民の皆様からの御意見を生かすために、計画案に対する意見を募集します。

## 1 意見を募集する案件

山口市空家等対策計画《中間見直し》(案)

## 2 募集期間

令和5年2月14日(火)～令和5年3月16日(木・必着)まで

## 3 閲覧場所

### (1) 市施設

各総合支所市政情報コーナー、各地域交流センター(阿知須地域交流センター及び徳地地域交流センターを除く。分館含む)、各市立図書館、生活安全課(山口総合支所3階)

### (2) 市ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)に資料掲載

(サイト内検索で「パブリックコメント」で検索)

## 4 意見の提出方法

- (1) 郵便番号、住所、氏名及び「山口市空家等対策計画《中間見直し》(案)に対する意見」として、計画(案)のどの部分に対する意見か明示して意見を記載してください。(決まった様式はありません)
- (2) 電子メール、FAX、郵送、市ウェブサイトフォームに入力、持参のいずれかの方法で、生活安全課へ提出してください。(持参の場合は、月曜日から金曜日までの平日午前8時30分から午後5時15分まで)

なお、電話または来庁による口頭での御意見の申し出は受付いたしかねます。また、御提出いただいた御意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

## 5 結果の公表等

いただいた御意見は、十分に検討させていただき、意見の内容(個人情報を除く)とそれ

に対する本市の考え方をあわせて、市ウェブサイトおよび各閲覧場所において公表します。  
(同様の意見は類型化する場合があります)

なお、分かりにくいものや匿名の意見、本案件に関係がないと思われる意見に対しては、市の考え方を示さない場合があります。個々の意見に対して直接の回答はいたしませんので、御了承ください。

また、意見とともに提出された個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

## 6 意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市生活安全部 生活安全課 空家対策室(山口総合支所3階)

TEL:083-934-2915 / FAX:083-934-2644

E-mail:seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp